

甲賀市農業委員会の委員候補者募集要項

1. 定数

19人

2. 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3. 身分

甲賀市の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第4条第2項)

4. 主な職務内容

- ①農業委員会の総会（毎月）に出席し、農地法や他の法令に基づく農地の権利に係る申請案件の審議及びこれらに関連する現地調査を行います。
- ②「農業委員会活動方針」、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」等の策定及び「農地利用最適化推進施策に関する意見書」を決定し提出します。
- ③農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と連携して、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約、新規就農・参入の促進に関する活動を行います。
- ④農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席します。
- ⑤推進委員と連携して、農業者からの相談及び助言、農業一般に関する調査及び情報の提供、また地域での農業関係者の話し合いに出席します。
- ⑥「農業委員会だより」の発行及び賃借料等の情報提供を行います。
- ⑦農業者年金の加入を推進します。

※農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）は、活動内容を記録し、翌月の5日までに農業委員会会長へ提出します。

5. 委員報酬

月額 37,000円（月額報酬の他に実績報酬もあります。）

6. 推薦及び公募について

委員の募集は推薦及び公募により行います。

裏面へ

7. 推薦を受ける者、応募する者の資格要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項や農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

①兼職が禁じられている職でないこと。

- ・衆議院議員および参議院議員
- ・固定資産評価審査委員会の委員及び固定資産評価員
- ・教育長及び教育委員
- ・甲賀市の職員
- ・公平委員会の委員及び人事委員会の委員

②欠格者でないこと。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又は受けことができなくなるまでの者

③暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

④農業委員と推進委員の兼務はできません。（双方に推薦・応募は可能です。）

8. 推薦又は応募の方法【提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。】

①様式の入手方法

推薦書、応募申込書は農業振興課及び農業委員会事務局に備え付けています。

また、甲賀市のホームページからもダウンロードすることができます。

＜アドレス＞ <https://www.city.koka.lg.jp/13494.htm>



【ホームページQRコード】

②推薦の場合の提出書類

【農業者からの推薦】

- ・農業委員推薦書（農業者用）（様式第1号）※農業者3人以上の連記が必要
- ・農業委員同意書（様式第3号）
- ・暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式第4号）※推薦を受ける者

【農業者で組織する団体又はその他の団体】

- ・農業委員推薦書（様式第2号）
- ・農業委員同意書（様式第3号）
- ・暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式第4号）※推薦を受ける者

③応募する場合の提出書類

- ・農業委員応募申込書（様式第5号）
- ・暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式第4号）※応募する者

④提出方法

- ・郵送又は持参

⑤提出先

〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地 甲賀市農業振興課

9. 受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月12日（木）まで

※持参される場合は、市の執務時間内（市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）に提出してください。

※郵送される場合は、封筒の表に「農業委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。
郵送の場合は締切日必着です。

10. 推薦及び応募状況の公表

推薦、募集の期間の中間及び終了後に、農業委員会等に関する法律施行規則第6条に基づき、提出書類に基づき次の情報をホームページで公表します。

【公表内容】

①推薦をする者

農業者：氏名・職業・年齢・性別

団体等：名称・目的・代表者又は管理人の氏名・構成員の人数・構成員の資格・
その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

②推薦を受ける者又は応募をする者

氏名・職業・年齢・性別・経歴・農業経営の状況・認定農業者又は認定農業者に準ずる者の有無・推薦する理由又は応募の理由・農地利用最適化推進委員の応募状況の有無

③推薦を受けた者及び応募をした者の数について

推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者又は認定農業者に準ずる者の数
応募をした者の数及びそのうちの認定農業者又は認定農業者に準ずる者の数

裏面へ

11. 農業委員の構成

①農業委員の構成は、法律の規定等により下記の要件が必要となります。

この要件が満たされない場合は、募集を延長することがあります。

(1) 農業委員会の所掌に属する事項に利害関係を有しない者（中立委員）が含まれること。

(2) 年齢、性別に著しい偏りが生じないよう配慮すること。

※次の者を積極的に登用します。

- ・女性農業者
- ・青年農業者

(3) 次の者が、農業委員の1／2を超えるものとします。

⑦認定農業者（認定農業者である法人の役員又は重要な使用人を含む）

①認定農業者等であった者

⑦認定農業者の行う耕作の事業に従事し、経営に参画する親族（3親等以内）

⑨認定就農者（基盤法に基づく青年等就農計画の認定等）

⑦認定就農者である法人の執行役員又は使用人

⑨特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織の役員

⑨農業振興の計画に位置付けられた農業者で中心的な役割が見込まれる者

⑦農業振興の計画に位置付けられた法人で中心的な役割が見込まれるもの業務を執行する役員又は使用人

⑦農業の経営又は技術に優れた知識、及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として県、市等に認められた農業者

⑦基本構想水準到達者である個人

⑦基本構想水準到達者である法人の執行役員又は使用人

12. 農業委員候補者評価結果の通知

①甲賀市農業委員候補者評価委員会において、提出された書類により資格要件の確認及び定数超過の場合は個々の評価及び必要に応じて面接を行い、候補者を決定します。その後、市議会の同意を得て市長が任命します。

②農業委員候補者の評価結果は5月中旬に、推薦代表者並びに推薦を受ける者及び応募をする者に通知します。

13. 問い合せ先

甲賀市農業振興課 電話：0748-69-2192

甲賀市農業委員会事務局 電話：0748-69-2262